

令和5年第8回美唄市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年8月30日(水) 午前9時30分～午前9時53分
- 2 開催場所 美唄市役所市長会議室
- 3 出席委員 19名
 - 会長 19番 畑 雄 二
 - 会長職務代理 18番 田 中 政 幸
 - 委員 1番 安 藤 直 樹 2番 千 葉 芳 枝
 - 3番 五十嵐 勝 4番 山 田 和 正
 - 5番 長谷川 彰 徳 6番 岩 間 秀 一
 - 7番 貞 廣 樹 良 8番 赤 澤 良 一
 - 9番 伊 藤 貢 三 10番 峯 崎 光 行
 - 11番 鈴 木 英 昭 12番 吉 田 彰
 - 13番 中 澤 裕 幸 14番 土 屋 典 昭
 - 15番 太 田 英 樹 16番 鈴 木 孝 典
 - 17番 白 木 義 一

欠席委員(0名)

- 4 説明員 高橋事務局長・山下事務局次長・長江農業振興係長
- 5 議事日程
 - 第1 会議録署名委員の指名
 - 第2 会期の決定
 - 第3 諸般報告
 - 第4 推薦第4号 美唄市換地委員会委員推薦の件
 - 第5 報告第7号 現況証明書交付報告の件
 - 第6 議案第25号 現況証明願の件
 - 第7 議案第26号 農地法第4条第1項の規定による許可の件
 - 第8 議案第27号 農地法第5条第1項の規定による許可の件
 - 第9 議案第28号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件
 - 第10 議案第29条 農用地の買入協議要請の件

令和5年第8回農業委員会総会

議長	ただいまより、令和5年第8回美唄市農業委員会総会を開会いたします。 これより、本日の会議を開きます。 つぎに日程の第1、会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、議席番号3番五十嵐勝委員、4番山田和正委員を指名いたします。 つぎに、日程の第2、会期の決定であります。今期総会の会期は、本日1日と致したいと存じますが、これに、ご異議ございませんか。
委員 議長	(なしの声) ご異議なしと認めます。 よって会期は本日1日とすることに決定をいたします。 つぎに、日程の第3、諸般報告に入ります。 諸般報告については、記載のとおり朗読を省略いたします。 ご質問ございませんか。
委員 議長	(なしの声) ないようでございますので、これをもって諸般報告を終わります。 つぎに、日程の第4、推薦第4号、『美唄市換地委員会』委員推薦の件を議題といたします。 事務局から説明を求めます。
長江係長	ただいま議題となりました推薦第4号、『美唄市換地委員会』委員推薦の件について、ご説明いたします。 『美唄市換地委員会』委員の推薦であります。道営土地改良事業における、土地改良事業に関する換地業務の適正かつ円滑な遂行と換地計画及び一時利用指定など、市長の諮問に基づき調査審議するもので、委員会の構成は各事業の地区ごとに関係機関及び団体の代表者並びに受益者により組織され、市長が委嘱することとなっています。 換地委員の推薦につきましては、事業実施地区において、地域を把握している委員を推薦することが適当と思われます。 このことから、道営土地改良事業「豊葦第2地区換地委員会委員」には赤澤良一委員を推薦することが適当と思わ

議 長	れます。以上で説明を終わります。
	ただいま、事務局から説明のあった、『美唄市換地委員会』委員の推薦について、赤澤良一委員を推薦することとして、これに、ご異議ございませんか。
委 員 議 長	(なしの声)
	ご異議なしと認めます。
	よって、赤澤良一委員を推薦することに決定いたしました。
	つぎに、日程の第 5、報告第 7 号、現況証明書交付報告の件を議題といたします。
	事務局から説明を求めます。
長江係長	ただいま議題となりました報告第 7 号、現況証明書交付報告の件についてご説明いたします。
	このことについて、事務局において現地調査を実施した結果、証明することが適当と認めたため、美唄市現況証明取扱要領第 3・5 の (2) により、会長専決として証明したので報告するものです。
	(議案朗読説明)
	昭和 43 年 8 月 28 日及び昭和 44 年 4 月 23 日に 5 条転用許可を受けていますので、令和 5 年 7 月 12 日付けで証明書を交付したので報告します。なお、調査場所につきましては、報告第 7 号資料のとおりとなっております。
	以上で説明を終わります。
議 長	ただいま、事務局から説明があった現況証明書交付報告の件について、質疑を行います。
	これに、ご質問ございませんか。
委 員 議 長	(なしの声)
	ないようでございますので、報告のとおり承認することに決定をいたします。
	つぎに、日程の第 6、議案第 25 号、現況証明願の件を議題といたします。
	事務局から説明を求めます。
長江係長	ただいま議題となりました議案第 25 号、現況証明願の件についてご説明いたします。
	このことについて、証明の可否について審議を求めるものです。

	調査員につきましては、安藤委員を主任とする、五十嵐委員、長谷川委員の3名により8月18日に現地調査を行いました。 申請理由は、全て地目変更登記のためです。 (議案朗読説明)
長江係長	なお、調査場所につきましては議案第25号資料のとおりとなっております。 以上で説明を終わります。
議 長	事務局の説明が終わりましたので、調査経過等について、安藤委員から説明願います。
安藤委員	8月18日に五十嵐委員、長谷川委員、私の3名で現地調査を行いました。 1番、2番ともに、長年、農地として使用されていない状況でしたので、農地・採草放牧地以外と判断しました。 以上で調査経過の説明を終わります。
議 長	ただいま、説明があった現況証明願の件について、質疑を行います。 これに、ご異議ございませんか。
委 員	(なしの声)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、本件のとおり、証明することに決定をいたします。 つぎに、日程の第7、議案第26号、農地法第4条第1項の規定による許可の件を議題といたします。 事務局から説明を求めます。
長江係長	ただいま議題となりました議案第26号農地法第4条第1項の規定による許可の件について、ご説明いたします。このことについて、許可の可否について審議を求めるものです。 (議案朗読説明) 申請理由は農業用格納庫の建設で、申請地の所有者は法人の代表者ですが、農地法第3条許可を受け、法人へ使用貸借しています。 所有者または耕作者が4条申請を行うことができますので、耕作者である法人が申請を行うものです。また、申請地は別添調査書のとおり第3種農地に該当します。 第3種農地の転用は許可することができることとされており、審査した結果、農地法第4条第1項の規定の許可相当と判断します。

		場所につきましては、議案第 2 6 号資料のとおりとなっております。また、3 0 アール以下の農業用施設への転用であるため北海道農業会議への意見聴取は不要となります。以上で説明を終わります。
議	長	ただいま、事務局から説明のあった農地法第 4 条第 1 項の規定による許可の件について、質疑を行います。 これに、ご異議ございませんか。
委	員	(なしの声)
議	長	ご異議なしと認めます。 よって原案のとおり許可することに決定をいたします。 つぎに、日程の第 8、議案第 2 7 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可の件を議題といたします。 事務局から説明を求めます。
長江係長		ただいま議題となりました議案第 2 7 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可の件について、ご説明いたします。このことについて、許可の可否について審議を求めるものです。 (議案朗読説明) 申請者の関係性は親子で貸主が親、借主が子になります。貸主が所有する農地に使用貸借権を設定し、借主名義の住宅を建てるものです。 申請地は別添調査書のとおり第 2 種農地に該当しますが、立地条件から申請地を選定したものであり申請地以外に代替地はなく、審査した結果、農地法第 5 条第 1 項の規定の許可相当と判断します。 場所につきましては、議案第 2 7 号資料のとおりとなっております。 また、3 0 アール以下の農家住宅への転用であるため北海道農業会議への意見聴取は不要となります。以上で説明を終わります。
議	長	ただいま、事務局から説明のあった農地法第 5 条第 1 項の規定による許可の件について、質疑を行います。 これに、ご異議ございませんか。
委	員	(なしの声)
議	長	ご異議なしと認めます。 よって原案のとおり許可することに決定をいたします。 つぎに、日程の第 9、議案第 2 8 号、旧農業経営基盤強化促進

長江係長

法第 18 条の規定による農用地利用集積計画決定の件を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

ただいま議題となりました議案第 28 号、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画決定の件についてご説明いたします。

旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により、美唄市より決定の求められた別紙の農用地利用集積計画について、議決を求めるものです。利用権の設定の種類は所有権移転です。

(議案朗読説明)

個人が利用権の設定等を受けるものであり、別添 1 調査書のとおり、農用地利用集積計画は旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

場所につきましては、議案第 28 号資料のとおりとなっております。また、農用地利用集積計画の公告の時期につきましては、8 月 30 日を予定しております。

以上で説明を終わります。

議 長

ただいま、事務局から説明があった旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画決定の件について質疑を行います。

これに、ご異議ございませんか。

委 員
議 長

(なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって原案のとおり決定をいたします。

つぎに、日程の第 10、議案第 29 号、農用地の買入協議要請の件を議題といたします。

事務局から、説明を求めます。

長江係長

ただいま議題となりました、議案第 29 号農用地の買入協議要請の件についてご説明いたします。旧農業経営基盤強化促進法第 16 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり申し出のあった、農用地の買入協議要請の可否について審議を求めるものです。

(議案朗読説明)

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積を図るため、北海道農業公社による買入が特に必要と認めため、市に対し買入協議を行うよう要請するものです。なお、場所につきましては、議案第 29 号資料のとおりとなっております。

議 長	ます。 以上で説明を終わります。 ただいま事務局から説明のあった、農用地の買入協議要請の件について質疑を行います。
委 員 議 長	これに、ご異議ございませんか。 (なしの声) ご異議なしと認めます。
	よって、原案のとおり要請することに決定をいたします。 以上をもちまして、第8回農業委員会総会は閉会いたします。